

国際経済法の概念についての雑感

G.Erler, Grundprobleme des Internationalen Wirtschaftsrechts (1956)を読み終えて

1. 今日読み返っても変わらない「読み応え」のある大作
 - ・ キー概念をちりばめつつ全体像の提示（目次参照）
 - ・ 社会的事態の変遷と法の在り方という視点
 - 国際経済法は、社会的事態の法現象及び法規制の合目的的・統一的な解明と対処である
 - ・ 主権国家の相対化：国家とは具体的な歴史的事実の産物
 - ・ 1956年時点とは考えられないほどの横断的・構造的な視点
 - ・ 法律家への注文
 - 歴史的考察の重要性：現在の法規範の技術的・概念的 content を知るためには過去を参照する必要
 - それを踏まえて合目的で現状適合的な法形式及び最大の法技術的貫徹を模索する必要

2. 国際経済法の成立時期の問題
 - ・ 1931年9月17日バーゼル支払い猶予協定へ遡る：その後の国家間組織（化）（*zwischenstaatliche Organization*）への取り組みの本格化
 - 「国際的な組織経済」という新しい法現象の出現
 - でも学問的な取り組みが遅れたのは、i) 法のあらゆる分野に関わる新しい現象であるために、伝統的な研究手法や分類では対応困難、ii) 国際法言説における経済的事象への関心の低さ、による
 - ← では成立以前の出来事はいかに考えるべきか？

* 金沢論文の整理

- ・ WWI 以前における国際経済に関する法規制は、主として資本主義社会における市民の自由な国際経済活動を促進するためのもの
- ・ 戦間期におけるそれは国家的統制の補強乃至補足が主だったが、国際経済の総体的立場からの規制も若干見られる
 - ← 高度資本主義における矛盾の露呈が国家の介入をもたらし、それが一国を超えた規制の必要を促す国際経済法の胎動過程

- ・ 国際経済に関する法規制が主に国際経済の総体的立場からの統合乃至調整となり、それによって国際経済の法秩序化が本格化 ← **国際経済法の誕生**

3. 国際経済法の定義の問題

- ・ 「国際経済の法」、すなわち規範の国際的出所でなく、国際的対象が重要
- ・ 国内法と国際法の区分 / 公法（的形式）と私法（的形式）の区分は無意味
- ・ 国内法は、世界経済を前提とし、法的基本概念（私有財産・契約自由、Schwarzenberger の “baccis standards”、相互主義等）に基づいて、国内法秩序間の双務的な共同作業を要求する法制度を備えることによって、国際的な法的効果を発揮する
 - Petersmann 同様、ヨーロッパ近代市民法秩序という共通の「下地」を前提
 - 国際法と国内法は互いに構成要件であり、法的効果である
- ← **金沢の国際法と国内法の四つの相互作用**
- ・ 国際経済法は、普遍主義を志向するが、世界経済法(Weltwirtschaftrecht)ではないし、そのようなものは存在しない。でも、その **Internationalität** は、古典的国際法のそれではなく、国家「間」にとらわれない、国家貫通的・国家超越的な現象である。さらに、対外経済法たるものの矮小 version でもない

4. 国際経済法の *raison d'être* としての組織経済の概念

- ・ 組織… 組織経済、組織機能、組織団体 etc.
- ・ 組織経済：「意識的に公的な手によってあるいは公的な権限ある組織運営者によって特定の目的に向けて促進と抑制を操縦される経済」(p.3)
- ・ 国際的組織経済：国際的平面におけるそれで、国境を超え、国境を貫く経済取引の組織的な法的把握、制限、振興、管理、定式化、調整及び調和化という事態を前提
- ・ 組織（化）→ 自由と統制の間の緊張のあらゆる要素を含む
 - 機能的要素

5. 国際協力の実現手法

- ・ 山本草二「国際行政法」と相通じる点：
 - 技術的・金融的分野における普遍的調和化
 - 多边的国際制度：国際共同体における法人格如何は重視しない
- ・ 経済問題の「非政治化」という手法へ着目：政治的拘束の経済的装い・私法的な形式の活用
- ・ 経済的国際協力の増進方法 → 非政治的な性質のものを国際行政に委ね、その

範囲を拡大

→行政協定という中立形式

→純粋に私法的な契約形式の活用

→付帯約束の挿入

6. 地域主義の評価

- ・ EC 統合が動き出した頃執筆
- ・ ヨーロッパ内部からの視点
- ・ 世界的な自由化の地域主義原則による規定
 - 世界貿易障壁の即時かつ普遍的な自由化から中間的な段階を経て緩慢な有機的で機能的な前進へ
 - 楽観的な普遍的自由化理念から現実主義的な地域的調和化努力へ方向

7. では 2007 年以後 *anglo-saxon* 型金融資本主義の法化により長期停滞に入ってしまった今日における国際経済法学の在り方は？

- 法現象と事実関係を「何を持って」把握するか？
- 現状に見合う「法形式」をいかに発見し、類型化するか？
- 「具体的な歴史的事実の産物」としての国家の未来は？